

I 日ごろの備え

- 1 日常的・定期的な安全指導の進め方<P8>
- 2 災害発生時の職員体制<P11>
- 3 学校施設や通学路の管理と点検<P14>

大震災の教訓①「震災時に重要なこと」

—東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書 被災3県 2,617校調査
回答「調査結果のまとめ」（平成24年3月文部科学省）より抜粋—

1. 初期対応について

- 地震発生の初期対応は、まず「身の安全を守る」ことが最重要。
- 危機管理マニュアルに避難行動を規定していたり、避難訓練を行っていた学校等ほど、「恐怖と不安でパニックになった」割合が少ない。

2. 二次対応（二次避難、三次避難）について

- 状況に応じて校地以外の安全な避難場所への二次避難も必要となり、複数の避難場所の設定を行い、避難場所への複数の代替経路の確保も重要となる。

3. 安否確認及び引渡しと待機について

- 児童生徒等の安否確認は一次対応・二次対応に続き重要な事項。どのような状況でも安否確認ができる体制を危機管理マニュアル等に規定しておくことも重要。
- 引渡しについては、保護者等との連絡がとれなかったため非常に手間取ったという例が多く見られた。被災の状況に応じて引渡しを行うべきか、校内に待機すべきかの判断や保護者との連絡が取れない場合の対応について、学校側と保護者との間でルールをきめておくことが重要。

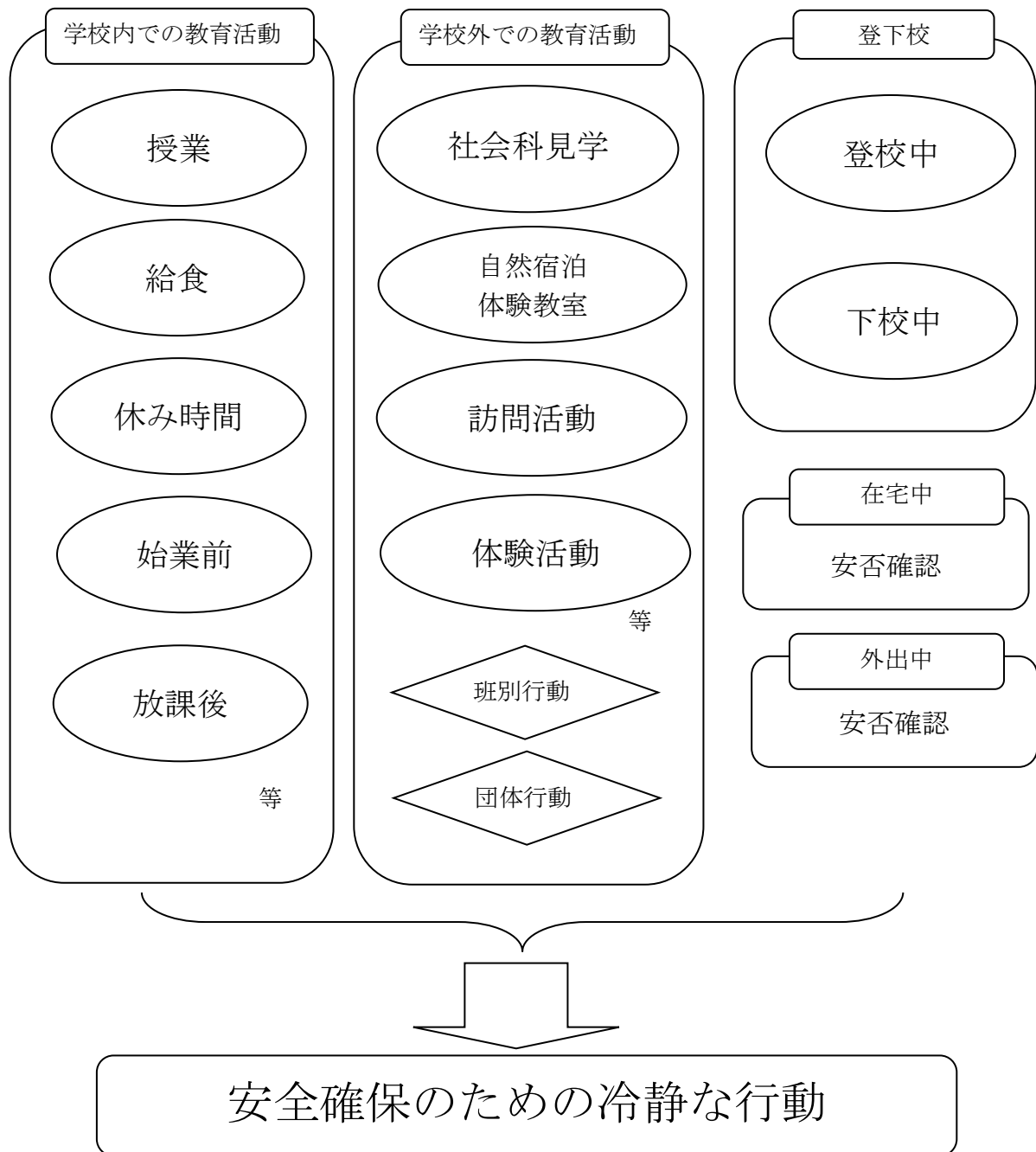
4. 校内の体制整備について

- 本部長（校長等）の不在により混乱を招いたといった声もあり、危機管理マニュアルには状況に応じた体制を示しておくことが必要。
- 危機管理マニュアルによる行動によって、安全かつ円滑に避難できたなどの功を奏した点が数多く報告される一方、教職員の判断により功を奏したという報告も多く、教職員の防災意識や対応能力が児童生徒等の安全確保に大きく影響したといえる。

1 日常的・定期的な安全指導の進め方

(1) さまざまな場面を想定した安全指導

- 想定される場面（P24～参照）をもとに、避難訓練を行うこと。
⇒緊急地震速報の利用や停電（校内放送が使えない）想定等を取り入れる。
- 児童・生徒への訓練とともに、職員に対する訓練、研修も適宜行うこと。



(2) 児童・生徒の居住地と個別事情の把握と確認

あらかじめ保護者面談等を通じて、緊急時の帰宅（引取り）とその連絡方法等について、保護者と十分に確認をしておくこと。

ア 地域班の作成

住所や通学路の利用方面に基づき、地域班を設ける。

イ 児童・生徒の居住地の把握

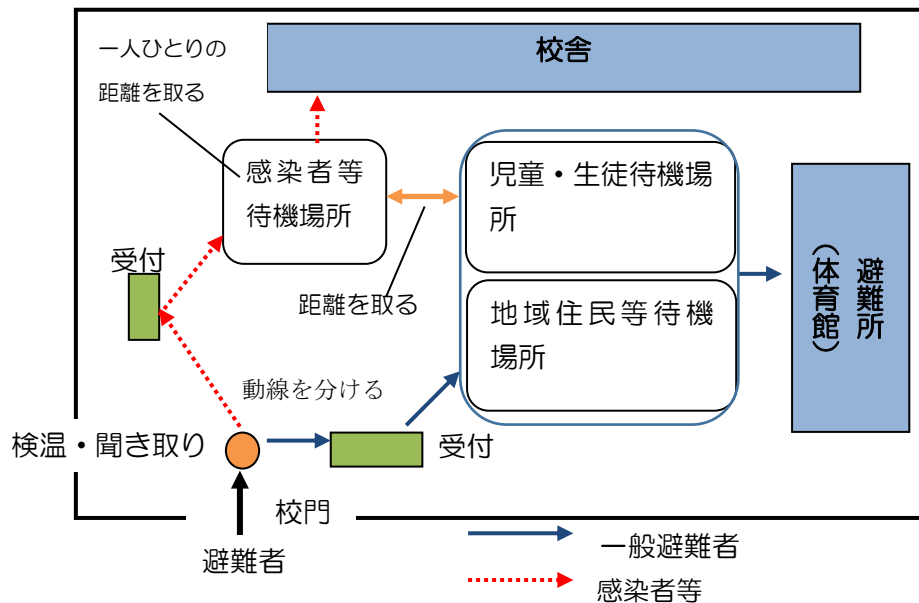
年度当初（又は転入時）に、保護者から「引渡カード」「児童・生徒理解カード」の提出を求め、児童・生徒の自宅住所、家族の連絡先、学童保育利用状況等を把握し、緊急時の引取りについて、保護者と確認をしておく。

「引渡カード」「児童・生徒理解カード」は、学校で保管する。

ウ 公共交通機関を利用して登下校をしている児童・生徒の把握

居住地に応じて、公共交通機関利用者についても、緊急時の引取りについて、保護者と確認をしておく。

(3) 緊急避難時の校庭の使い方の確認（例）



※ 風水害時は、検温・聞き取り場所を、雨風がしのげる場所で行い、後の流れは震災時と共通です。

- 近隣住民や通行人が避難してくることを想定して、誘導用の掲示を出す。
- 集合場所は、児童・生徒と近隣住民等とを分けること。
- 同行避難ペット及び帰宅困難者スペースを考慮する。
- 緊急物資搬入のための車両進入経路等について考慮する。
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」(P107ー120)を実践する。

(4) 防災教育の充実

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育成する防災教育を一層推進する必要がある。そのために、各教科・特別の教科・道徳・総合的な学習の時間において、横断的に指導を充実していくことが求められている。

ア 具体的な実施例

- ・地震発生のメカニズム〔理科〕
地震発生の仕組み、マグニチュードと震度、活断層
- ・過去の震災について〔社会科〕
関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災、過去の震災との比較、復興
- ・生命尊重、助け合い〔道徳〕
発達段階により適切な教材を選択する
- ・国際協力〔社会科、道徳〕
国際消防救助隊、東日本大震災後の各国からの支援、ユニセフからの支援
- ・適切な応急手当〔体育科、保健体育科、総合的な学習の時間〕
応急手当の必要性・手順、止血法、搬送法、心肺蘇生法、AED
- ・防災ボランティア〔総合的な学習の時間〕
防災ボランティアとは何か、東京都の防災対策（地震、風水害、火山）
- ・避難訓練・防災訓練
地震発生時の対応、避難行動、様々な場面での避難訓練

等

イ 教材等について

〈使用教材〉

- | | |
|--------------------|------------|
| ・地震と安全 | (東京都教育委員会) |
| ・3. 11を忘れない | (東京都教育委員会) |
| ・防災ブック「東京防災」 | (東京都) |
| ・防災ノート「東京防災」 | (東京都教育委員会) |
| ・東京防災「東京マイ・タイムライン」 | (東京都) |

〈参考資料〉

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| ・安全教育プログラム | (東京都教育委員会) |
| ・小・中学校版防災教育補助教材「3. 11を忘れない」手引き | (東京都教育委員会) |
| ・人権教育プログラム(東京都教育委員会) | |
| ・高等学校保健補助教材「災害の発生と安全・健康～3. 11を忘れない～」 | (東京都教育委員会) …教育指導課で閲覧可能 |

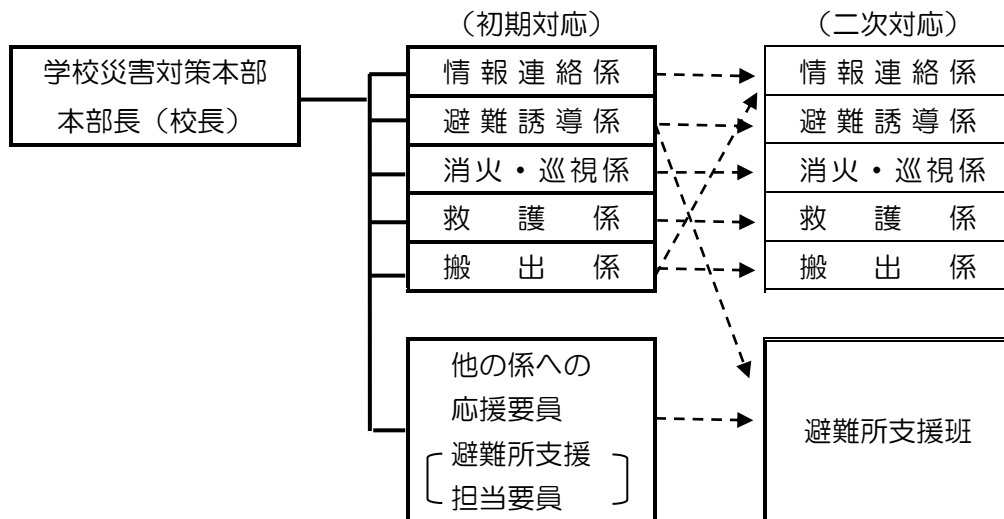
2 災害発生時の職員体制

(1) 学校災害対策本部の組織と役割

○校長は、あらかじめ、学校災害対策本部の組織・事務分掌を定めておく。また、その際、避難所支援班の役割についても定める。

○校長は、災害が発生した場合、直ちに全職員に対し、定められた分掌に従って災害活動に従事するよう指示する。（校長不在の場合は、副校長が本部長を代理する。校長・副校長ともに不在の場合の指揮命令系統を定めておく。）

＜学校災害対策本部組織の例＞



○初期対応から二次対応への移行は校庭等に避難した時点で行う。

※初期対応、二次対応（P5 参照）

（例）児童・生徒の避難が完了し、避難者が来校してきたなどの状況に応じて、避難誘導係の一部は避難所支援班に、搬出係の一部は情報連絡係に合流する。

○学校災害対策本部から避難所運営本部への移行

初期対応、二次対応後、地域避難所開設指示により、学校災害対策本部は避難所運営本部へと移行し、学校長が緊急期の本部長を務める。

○避難所運営協議会の構成員は、平常時における組織で住区住民会議、町会・自治会、防災区民組織、事業者、PTA、学校教職員、区参集指定職員等からなり、避難所運営本部移行後は、構成員として本部運営を一緒に行う。

○発災3日以内（目安）に、住民代表等が避難所運営本部長を務め、校長は本部長を補佐するとともに授業の再開に向けて動く。（※施設管理者は、校長が担う。）（P 78、79参照）

(2) 学校災害対策本部の役割分担表

○学校ごとに職員を割り振り、④担当者氏名記入欄に記載し、職員室内等に掲示するとともに、全員に配付し、各自が自分の役割を常に認識できるようにする。

(③の記載は、校長・副校長以外は例示。)

○業務の遂行にあたっては、全教職員が役割を自覚し、迅速かつ臨機応変に対応する。

- ・本部長のリーダーシップのもと、全児童・生徒・教職員等の安全確保を図る。
- ・無理をせず、必要なときは、応援要員や他係の助けを求める。
- ・時間の経過とともに業務量の集中箇所が変化する。状況をみて、臨機応変に対応する。

①係	②主な業務	③担当者の例	④担当者 氏名記入欄
本部長	・職員の役割分担 ・組織編制 ・区災害対策本部等への連絡	校長	
情報 連絡係	・災害に関する情報収集 ・本部長への連絡	副校長	
避難 誘導係	・児童・生徒の避難誘導 ・保護者への引渡し ・残留児童・生徒の保護	生活指導主任 避難訓練担当者 クラス担任 学童擁護員	
消火・ 巡視係	・点呼時に所在不明の児童・生徒の搜索 ・初期消火、元栓の閉止 ・保管薬品の点検等	空き時間の教員 用務主事（学校・こども園用務員、こども園用務員）	
救護係	・負傷者の応急処置 ・救急用品の確保 ・医療救護所への連絡等	保健主任 養護教諭	
搬出係	・非常持出品の搬出、管理（校舎内の火災・延焼の恐れがあるとき）	学校事務員・学校事務補助職員 教務主任	
応援要員	・避難者の救助や搜索など ・他の係への応援など ・状況に合わせて対応（二次対応では、避難所支援班）	体育主任	

(3) 学校教職員の参集

○教職員の非常配備態勢と参集方法を事前に確認しておくこと。

ア 動員対象者は、③の例示を参考に、各学校で毎年度当初に定める。

イ 表の④に自校の動員対象者名を記載し、職員室等に掲示する。

非常配備態勢と動員対象者一覧表

①非常配備態勢	②主な指令の時期	③動員対象者の例（数）	④動員対象者氏名
第1 非常配備態勢	勤務時間内外を問わず区内で震度5弱以下の地震により相当の被害が発生したとき	校長・副校長・ 用務主事（1名） 合計3名	
第2 非常配備態勢	勤務時間内外を問わずに区内で震度5強の地震が発生したとき	校長・副校長・ 用務主事（2名） 合計4名	
第3 非常配備態勢	勤務時間内外を問わずに区内で震度6弱以上の地震が発生したとき	全教職員	

※ 区の参集指定職員に指定されている者は、勤務時間内外を問わず区内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、指令を待たずに指定された施設へ参集する。

その他職員は、目黒区地域防災計画に示されている非常配備態勢基準及び非常配備指定区分等一覧により参集する。

◎ 勤務時間内外を問わずに区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、全ての教職員が、家族及び自宅の安全を確認の上、勤務校に自発的に参集する。しかし、遠隔地の教職員もあり、活動態勢の確立にはある程度の時間がかかるため、当面の初動態勢を確立するために必要な教職員をあらかじめ決定しておき、それらの教職員を中心に参集する。

3 学校施設や通学路の管理と点検

■各項目について、チェックリストを作成し、定期的に点検・確認すること。

(1) 学校施設の安全点検と管理

ア 定期的な安全点検の実施

- ① 日常点検及び6か月点検を確実に実施する。
⇒実施にあたっては、防災の視点を盛り込むこと。
- ② 火元責任者を確認し、正しく掲示されているかを点検する。
- ③ 警備会社との連絡責任者の届出が正しくなされているか確認する。
(届出先＝当該警備会社)

イ 施設内の安全確認

- ① 落下物・転倒防止対策の徹底
⇒戸棚やテレビ、スクリーン等の固定、落下防止
灯油、薬品、ガスボンベの適切な保管
- ② 避難通路の確保
⇒廊下に荷物、机、椅子等が放置されていないか。
- ③ 植栽の安全管理
⇒倒木の危険性のある植栽はないか。
避難の妨げとなるような枝の張り出しなどはないか。

（２）施設や設備の把握と共有化

- 副校長等だけでなく、全職員が施設状況を共有化できるようにしておく。
 - 図表は、クリアフォルダー等にまとめ、すべての職員がその所在を把握できるようにしておく。
 - 備品や機器類は、所在、使用方法、状態（使用可能か）等を確認する。
 - 日常的に使用する機会を設け、操作に慣れておく。
 - 有感地震発生のたびに使用する等。
- ※東日本大震災で学校施設に被害があった学校は、その対応と対策をもとに施設状況を確認しておく。

ア 図表類の用意

- ① わかりやすい校舎平面図の用意。
- ② 避難所としての学校施設利用区分表と区分が色分け表示された平面図。
- ③ 電話配置図と番号表（校内の電話の位置と番号を記入したもの）

★災害時優先電話の設置場所と番号の確認

イ 各種設備が故障した時の連絡先一覧表（修理・保守委託等の事業者連絡先）

- ・水道
- ・電気
- ・ガス
- ・エレベーター など

ウ プールの水をためておく→消防水利指定の確認（プールの水を抜く日、入った状態になる日を目黒消防署安全係に連絡する）

エ 停電時の対応（特に校内放送が使用できない場合の準備）

- ・ハンドマイク、メガホン、可搬式無線機等
- ・電池の予備

オ 非常用連絡（通信）機器の点検

- ・グループウェア用パソコン
 - 保護者あてメール送信、学校ＨＰへの連絡事項掲載
- ・情報端末機器（i-pad）
- ・災害時使用電話 → 災害時優先電話、公衆電話
- ・校内放送機器
- ・防災無線 → 操作マニュアル（P98参照）
- ・トランシーバー
- ・ハンドマイク など

カ 体育用マットや暗幕等、避難所になった場合に活用できる物品の確認

（３）地域安全マップ作りと通学路の点検

○地域安全マップ作りを通して、児童・生徒による学校周辺や通学路における危険箇所を確認するとともに、職員も日ごろから、状況を把握しておく。

- ア 学区内の公共交通機関の状況…鉄道、バス等
- イ 通学路の危険箇所の把握
 - …看板・街路樹等の落下や倒木、ブロック塀等の倒壊、通行障害物、浸水等の危険箇所、工場・作業場などで危険物を扱う場所等
- ウ 建築物の特徴の把握
 - …木造建築、高層建築、商業地域、住宅地域、商住混在地域等
- エ 学校立地の地理的特徴による危険箇所
 - …河川の近くか、がけや盛土等の崩れやすい場所があるか。
水害等の危険箇所に該当していないか。（水害ハザードマップで確認）
- オ 広域避難場所、学校以外の避難場所の確認
 - …本校が危険になったときの避難先（複数）とそこへの経路（複数）の想定
 - 避難訓練等で、児童・生徒を引率して実地踏査し、広さ（収容可能人数）・経路・所要時間・トイレ等を確認しておく。
 - …地図の用意（複数枚）
- カ 近隣の地区備蓄倉庫の確認

（４）「危険物」及び「毒物劇物」の管理と点検

- ア 「危険物」…灯油、ガソリン、塗料の溶剤等の引火性液体等
「毒物劇物」…理科の授業などで使用する化学薬品等
- イ 所在の確認と職員への周知
 - ・「危険物」や「毒物劇物」について、所在を確認する。
 - ・全職員間で危険性の認識を共有する。
- ウ 管理・監督者の選任と適切な保管
 - ・「危険物」や「毒物劇物」の管理者、監督者を決めて明示する。
 - ・「危険物」や「毒物劇物」の管理方法を確認する。
 - ※「毒物劇物」→保管庫の施錠、鍵の保管、管理簿の作成と管理など
 - 理科準備室チェックシート（目黒区教育委員会）
 - 「大丈夫ですか？ あなたの施設の管理体制！毒物・劇物 取扱い、保管・管理の手引き」（東京都福祉保健局健康安全部）
(P19 参照)
- エ 震災対策を視野に入れた管理の徹底
 - ・保管庫には、転倒防止措置を講ずる。
 - ・LPGのタンクなどは、鎖で固定するなど転倒防止措置を講ずる。
 - ・保管庫内の薬品が転倒・落下、容器破損しないような設備を設ける。

(5) 学校の防災倉庫等の鍵の管理

- | | | |
|-----------------------|---|-----------------------------------|
| ①防災倉庫の鍵 | } | この3種類4点について
所在、保管者を確認
しておく。 |
| ②体育館の鍵 | | |
| ③下水道直結型トイレマンホールの鍵とフック | | |

※保管者

- ア 学校用の鍵の所在と管理者 ← 学校の全教職員がわかるようにしておく。
- イ 地域避難所参集指定職員 ← ①を保管

(6) 防災倉庫の備蓄品の確認 (P95参照)

○自校に設置してある備蓄品の具体的品目・棚の位置等を把握しておく。

- ・食料 ____人 × ____日分
- ・水 ____人 × ____日分
- ・毛布・サバイバルブランケットなど ____枚

(7) 救急用品の確認

○負傷者への止血など、応急措置が迅速に行えるよう、救急用品の種類・数量を確認し、必要量の補充や使用期限の確認をしておくこと。

(8) 重要書類等の保管と管理

- ア 日常の管理と非常時の持ち出し書類等の確認
- イ 非常時に持ち出す書類を確認しておく。また、非常時には、誰がどのように持ち出すかを事前に取り決めておく。
- (例) 学校災害対策本部の搬出係 氏名○○
- ウ 非常時に持ち出すための袋をあらかじめ用意し、備え付けておく。
- エ 学校ごとに「非常時持出一覧表」を作成する。

(非常時持出一覧表の例)

項目	関係書類	保管場所	管理責任者	持出者
教務関係	・指導要録ほか、学校教育法で定められている公簿類等			
学事・ 管理関係	・学籍に関する書類、出席簿 ・児童生徒名簿 ・児童生徒調査票等			
保健関係	・健康診断票 ・歯の検査票 ・その他児童生徒の健康に関する記録等			

児童・生徒用備蓄品について

引取りを待つ間、児童・生徒用及び教職員の食料は、各学校等の備蓄スペースに備蓄された食料を使用する。毛布等の生活用品は、当面、各学校等に設置された防災倉庫の物品を使用する。ただし、地域の避難者は、食料や生活用品等を防災倉庫内の物品を使用するので食料等が不足する場合には、地域の避難者にも使用させる。

※防災課は3日間の教職員・児童・生徒の滞在を想定した備蓄をしている。

※ 各学校等の児童・生徒用及び教職員の毛布等生活用品は地区の備蓄倉庫から配布される予定であるが、道路啓開が進まないことを考慮し、各学校等に備蓄することを検討する必要がある。

※ 興津自然学園・ハヶ岳林間学園では、災害等で孤立した場合に備え、常時200人×3食×3日分の食料（水、カンパン、アルファ化米）を備蓄している。（P103参照）

避難行動要支援者名簿の配備について

災害発生時に、避難行動要支援者（自力で避難することが困難な方）について、速やかに安否確認や避難支援に用いることを可能とするため、安否確認等の拠点となる地域避難所（小中学校）に避難行動要支援者名簿を配備しています。（P104参照）

Jアラート発令時（弾道ミサイル）の対応について

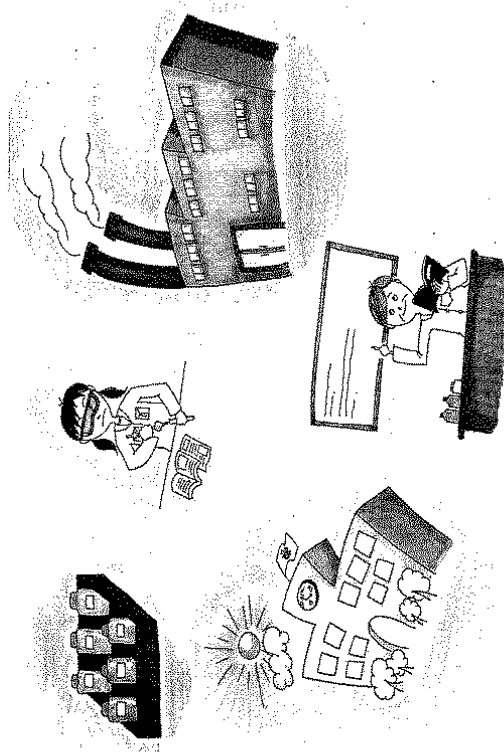
目黒区で策定した「目黒区国民保護計画」では、外部からの武力攻撃や大規模テロ等の事態が発生した場合に、区民の避難や救援などの措置を迅速・的確に実施することとしています。

教育委員会では、子どもたちの安全を守る対策として、Jアラート（全国瞬時警報システム）の発令時に、区立各学校における一定の対応策をまとめました。（P105参照）

大丈夫ですか？ あなたの施設の管理体制！

毒物・劇物

取扱い、保管・管理の手引



毒物劇物は毒性が強く、少量でも身体を著しく害する性質を持っています。また、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、不特定多数の人に大きな被害を及ぼすおそれがあります。

近年、塩酸等の飛散・漏洩等の事故、シアンの化学化合物等の食品への混入事件、過酸化水素や塩素酸塩類等を不正入手して爆弾を製造する事件などが続発しており、大きな社会問題ともなっています。また、地震発生時に毒物劇物の飛散・流出等による二次災害も心配されており、毒物劇物を取り扱う方々には一層の安全管理対策が求められています。

この冊子は、毒物劇物を取り扱う方々に、毒物劇物の管理状況を再確認してもらい、法令遵守はもとより、より一層の安全管理体制を確立していただくための手引書として作りしました。

関係各位の管理の徹底が、毒物劇物による事故や犯罪を未然に防ぐ一つの方策になることをご理解いただき、この手引をお役立てください。

東京都福祉保健局健康安全部

毒物劇物の取扱い上注意が必要な8つのPoint

- 1 毒物劇物は厳重な管理下で保管しましょう。
- 2 毒物劇物が盗難、紛失、飛散及び流出した場合の措置をあらかじめ想定し対策をとってください。
- 3 毒物劇物には赤地に白い字で「**医薬用外毒物**」白地に赤い字で「**医薬用外劇物**」の文字、成分名、含量及び分量の表示が必要です。
- 4 毒物劇物を廃棄する場合は、中和等により毒物劇物でないものにして廃棄してください。
- 5 毒物劇物による事故や犯罪を防止しましょう！
- 6 毒物劇物を購入する場合には身元を明らかにし、店舗から提示された「**譲受書**」に捺印が必要です。
- 7 毒物劇物を他人に渡すときは販売業の登録が必要です。
- 8 「**特定毒物**」を使用・所持するには許可が必要です！

(参考資料)